

改正派遣法に基づくマージン率の公開

Brize
2013年11月27日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

■株式会社ブライズ
(許可番号: 般13-302389)
◇〒104-0061 東京都中央区銀座1-3-1 銀座富士屋ビル 3F

派遣労働者の数	391人
派遣先の数	151社
教育訓練に関する事項	派遣前訓練(マナー・接遇)
①派遣料金の1人あたりの平均額	15,567円(1日8時間当たり換算)
②派遣社員の賃金の平均	11,226円(1日8時間当たり換算)
マージン率(①-②)÷①	27.9%

【マージン率の内訳について】

一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の約65%です。
スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、会社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じる為、その引当分としての費用が含まれています。
その他、会社営業担当者やコーディネーター人件費、オフィス賃借料、募集費等の諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約1%程度が会社の営業利益となります。